

# 公益社団法人高知県薬剤師会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人高知県薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理高揚及び資質向上、学術振興、薬学及び薬業の進歩発展を図るとともに、地域医療、地域保健への参画・協力により、高知県民の保健、医療、福祉の増進、健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の倫理高揚及び資質向上に関する事業
- (2) 薬学及び薬業の進歩発展等に関する事業
- (3) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (4) 公衆衛生の普及・向上等に関する事業
- (5) 薬事衛生、医療・介護保険及び医薬分業の推進に関する事業
- (6) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保等に関する事業
- (7) 学校環境衛生に対する指導、助言及び薬教育等に関する事業
- (8) 災害時等の医薬品の確保・供給等に関する事業
- (9) 会営薬局の運営に関する事業

2 本会は、前項に掲げる事業のほか、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生及び会員を対象とした共益等に関する事業
- (2) 職業安定法に基づく有料職業紹介に関する事業

3 前2項の事業は公益社団法人日本薬剤師会との連携・協力のもと高知県内において行うものとする。

## 第3章 会 員 等

(本会の構成員及び会員の種類)

第5条 本会は、高知県内に居住又は高知県内で薬事に関する業務に従事する薬剤師及び薬事に関係ある者（法人を含む。）で、次の各号の規定により会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的及び趣旨に賛同して入会した薬剤師で、本会の支部又は部会の会員となり、かつ、公益社団法人日本薬剤師会の正会員である個人

- (2) 賛助会員 薬剤師でないが、本会の目的及び趣旨に賛同して入会した個人及び企業・団体
  - (3) 名誉会員 本会に対する特に顕著な功勞により理事会の決議を経て名誉会員とした者
- 2 正会員は、高知県内に所在する支部又は部会のうち、希望する支部又は部会に所属するものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費、負担金等（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。
- 4 前項の会費等については、その2分の1以上を公益目的事業のために、残余をその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会において別に定めるところにより、退会届を提出して任意にいつでも退会することができる。

(除名等)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 薬剤師としての倫理に違背し、社会的信頼に反する行為をしたとき。
  - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、その総会の開催日の1週間前までに除名する旨の通知を行い、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
  - (2) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 第7条第3項に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき。
  - (4) 正会員にあっては、本会の支部若しくは部会又は日本薬剤師会の正会員でなくなったとき。
- 2 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。
  - 3 会員の資格を喪失した場合であっても、支払った会費等については、これを返還しない。

#### 第4章 代議員

(代議員)

- 第11条 本会に、正会員15名に1名の割合をもって選出される代議員を置き、この代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
  - 3 代議員選挙は、支部及び部会を単位とする選挙区ごとに行う。この場合において、支部及び部会の両方に所属する正会員であって、病院又は診療所に勤務する薬剤師で構成する部会及び行政機関に勤務する薬剤師で構成する部会に所属する者はいずれか一方に、それ以外の者は支部のみに所属するものとする。
  - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員は、その所属する支部又は部会から第2項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は本会の役員を兼ねることはできない。
  - 5 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有し、理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
  - 6 代議員選挙は、2年に1度、8月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年以内に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない。
  - 7 選挙区ごとの正会員数に対する割合における端数の取扱い、その他代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
  - 8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
    - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（補欠代議員）

第12条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。

- 2 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 4 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される前条第6項の代議員選挙終了の時までとする。

## 第5章 総会

（構成）

第13条 総会は、代議員をもって構成し、この総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名及び代議員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程の制定及び改廃並びに会費等の額

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに代議員に通知しなければならない。
- 3 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面により総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による招集の請求があったときは、速やかに総会の日時、場所等を定め、第2項の規定に準じて臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第17条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、その総会ごとに、出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、代議員として表決に加わる権利を有しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名及び代議員の除名
  - (2) 理事及び監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中か

ら得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面によって決議し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面及び代理人による議決権の行使については、第1項及び第2項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した代議員の中からその総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上25人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち5人以内を副会長、1人を専務理事、10人以内を常務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人は除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の会務を分担執行し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、会務を掌理する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担掌理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事が正会員の資格を失ったときは、退任したものとみなし、理事又は監事としての権利義務を失う。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、賞与は支給せず、職務を行うために要した費用については、その実費の範囲内で支給することができる。

- 2 前項の報酬及び支給の基準は、総会において別に定める。

(役員の実任の免除)

第28条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問は、会長又は理事会の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

4 相談役は、会長の相談に応じる。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用について、理事会において定めるところにより、その実費相当額を手当として支給することができる。

6 顧問及び相談役のうち、法律又は経理技術の専門家である者に対しては、理事会の決議を経て、その職務に要する費用相当額を支払うことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、第3項に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その開催の日の1週間前までに、理事及び監事に通知しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。この場合において、法人法第96条の要件

を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 支部及び部会

(支部)

第36条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、支部を置く。  
2 支部の名称、区域、構成及び任務等については、理事会の決議により定める。  
3 支部に、支部長1人、副支部長及び会計を置き、その任期は2年とする。  
4 支部長、副支部長及び会計は、支部に所属する正会員の互選により選出し、理事会の承認を得るものとする。

(部会)

第37条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域、業務又は性別を同じくする会員をもって構成する部会を置くことができる。  
2 部会の名称、構成及び任務等については、理事会の決議により定める。  
3 部会のうち病院又は診療所に勤務する薬剤師で構成する部会及び行政機関に勤務する薬剤師で構成する部会は、代議員の選挙区とする。  
4 部会に、部会長1人、副部会長及び会計を置き、その任期は2年とする。  
5 部会長、副部会長及び会計は、部会に属する正会員の互選により選出し、理事会の承認を得るものとする。

## 第9章 協力機関

(日本薬剤師会との協力)

第38条 本会は、理事会の決議により、公益社団法人日本薬剤師会を協力団体とする。  
2 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 委員会及び協議会

### (委員会)

第39条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

### (協議会)

第40条 本会に、諮問機関として協議会を置くことができる。

2 協議会は、事業の執行に関し理事会から諮問された事項を審議する。

3 協議会の委員は、理事会において選任する。

4 協議会の名称、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 資産及び会計

### (財産)

第41条 本会の財産は、基本財産及び普通財産とする。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その管理等については、理事会の決議により別に定める。

### (事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書は、理事会の承認後直近に開催する総会に報告するものとする。

3 第1項に規定する書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類についてはその承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### （公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第12章 定款の変更及び解散

#### （定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### （解散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### （公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### （残余財産の帰属）

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告することができないときは、高知県において発行の高知新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長（代表理事）、副会長、専務理事及び常務理事の氏名は次のとおりとし、その任期は第25条第1項の規定にかかわらず、設立の登記後最初の定時総会の終結の時までとする。  
会長（代表理事） 西森康夫  
副会長 森田栄明、田中照夫、山下紘一、寺尾智恵美、木戸吉通  
専務理事 濱田嘉則  
常務理事 入交光、正木堅一、中平眞理子、宮村充彦、稲本文男、堀岡広稔
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 設立の登記の日の前日において、現に存在する支部及び部会は、本定款に規定する支部及び部会とみなす。

附 則（平成27年6月21日）

- 1 第27条の改正は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 第32条第2項の改正は、令和元年7月1日から施行する。